

国保

入院時の窓口での 支払が軽減！

4月から「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」は、入院前に交付を受ける必要がありますので、事前に町役場へ申請をしてください。

▼対象者 大磯町国民健康保険に加入している70歳未満の方

- ▼手続に必要なもの
- ・国民健康保険証
- ・印鑑

※70歳未満でも老人保健に該当している方は対象になりません。また、保険税に滞納があると交付できない場合があります。

※外来や複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、これまでどおりあとから申請して支給を受ける形になります。

◎問い合わせ 町民課
☎内線 247・274

国民年金保険料が変わります

国民年金の保険料は、4月から月額14,100円に変更になります。

通常の口座振替の方は5月末から、早割の口座振替の方は4月末から引落し金額が変わりますのでご注意ください。

学生の猶予申請は

4月から！

学生本人の所得が18万以下で、学生納付特例を希望する場合は、申請書を提出し承認されると国民年金保険料の納付が猶予され

自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額*2
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者*1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

*1…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯

*2…過去12か月間に、ひとつの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

支払いは、

便利な口座振替(引き落とし)を！

町では現在、次の支払いについて、口座振替(自動引き落とし)制度が利用できるようになっていきます。一度登録すれば、変更がない限り翌年以降も継続し、支払いを忘れる心配がなく大変便利です。ぜひご利用ください。

- ・個人町県民税(普通徴収分)
 - ・固定資産税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税
 - ・保育園保育料
 - ・幼稚園保育料
 - ・し尿処理手数料
 - ・介護保険料
 - ・下水道受益者負担金
- 申し込みは、自分の預貯金口座がある金融機関等の窓口で直接行えます。その際、通帳の印鑑、納入通知書をお持ちください。

申込み際の注意事項

- 固定資産税など2名以上の共有者で所有(課税)している場合は、個人分とは別に、共有分としても新たに振替依頼書を提出する必要があります。
- 引き落とし日(納付期限日)に残高が不足していると、未納となりますので、前日までに必ず残高を確認してください。
- 再度、引き落としを行うことはなく、後日、発行する納付書での支払いとなります。
- 振替依頼書の提出は、納付日の2か月前までにお願います。この期間は、金融機関での印鑑等の確認や役場での登録変更を確実にを行うために要するものです。

※取り扱い金融機関等

中南信用金庫、横浜銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、スルガ銀行、三井住友銀行、湘南農業協同組合、平塚信用金庫、さがみ信用金庫、中栄信用金庫、郵便局

便利で安心



◎問い合わせ

会計課 ☎内線 277